



マイナンバー制度に関する電話相談を実施します

～「マイナンバー制度対応」電話相談の実施のお知らせ～

東京税理士会 規制改革・納税環境整備等対策室

平成28年1月からマイナンバー制度が運用されることを受け、マイナンバーに関する
会員からの業務上の諸問題に関して、**10月20日**から以下のとおり、電話相談を実施しま
すのでご利用ください

受付専用電話番号：**03-3356-5051**

※電話相談のみとさせていただきます。

受付用日：火・金曜日（祝日は休室）

受付時間：午後2時～3時50分

<留意事項>

- ※本会会員のみご利用いただけます（相談前に、登録番号・支部・氏名等をお伺いします）。
- ※当室は、会員の問題解決のための支援をすることを目的としているため、応答内容に対して責任を負うものではありません。
- ※相談内容は、マイナンバー制度の運用の把握のため、記録させていただきます。
- ※相談事項を簡潔に整理し、相談が長時間に及ばないように配慮してください。
電話が混み合っている場合は、時間をおいてお掛け直してください。
- ※休室期間は、会報等でその都度お知らせいたします。
- ※無料でご利用いただけます。